

まちづくりの推進に関する提言にかかる市の対応方針(案)

企画財政課

・「まちづくりの推進に関する提言書(審議会等について)」平成 25 年 11 月 5 日提出

提言書の場所	提言等の内容	市の対応方針
1. 推進委員会での審議過程 (P2 7行目～9行目)	各界各層の多様な考えを持つ市民が行政と意見交換する場として機能することが重要であることを確認しました。	審議会等の設置・運営等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)を策定し、審議会毎の特性に応じた設置・運営等の基本的な方針を示します。
(P2 11行目～14行目)	審議会等に委員として委嘱された者は職務としてその任に当たるもので、所掌事項について審議等に参加するという“責任と義務”があり、市政運営上重要な案件を取り扱う合議機関の構成員として、その責務を十分認識する必要があります。	職員に審議会等の設置に関する基本事項の周知を図り、新たに委員として選任された方に対し、委員としての責務などを説明することを定めます。(ガイドライン等で記載)
3. 提言事項 (P7)	(1)市職員の審議会等への委員としての参加 【提言1】 充て職以外の市職員の審議会等の委員としての参加は、法令等に定めがある場合を除き、原則として委員に委嘱しないことにすべき。	審議会等の委員の選任に関する留意事項として、市職員の審議会等への委員としての参加を制限します。
	(2)公募委員数等の目標基準	
	【提言2-1】 公募委員割合の目標水準を現行の総委員数の「2割」から「3割」に引き上げる。	審議会等の委員の選任に関する留意事項として記載し、公募委員の割合の目標水準を現行の「2割」から「3割」に引き上げます。
【提言2-2】 機関毎の公募委員への応募者が多数又は不足になることも想定した選考要領などを策定し対策を講ずる。	職員に公募委員の選考方法等を示し、現行の委員選考で実施していた「抽選」による選考は廃止し、すべて委員選考は、(仮称)選考審査会で実施することとします。また、委員選考にあたっては、委員選考に関する基準等を各審議会毎に策定し、一定の基準を持って選考するよう改善します。(ガイドライン等で記載)	

(P7)	<p>(3)委員の兼職制限 【提言3】 法令等で定めのある場合を除き、1人の者が兼ねることができる審議会等の委員数は3つ以内に制限する。(附帯)再任についても、特別の事情もなく1人の者が長く同一機関に継続して委員として選任され続けるべきではないので、充て職など法令等で定めがある場合を除き、一の審議会等における委員の在任期間は制限する。</p>	<p>1人が審議会等委員として兼職できる数を制限することとし、原則3機関までとします。ただし、専門的な知識や経験等を有する者で、他に適当な者がいない場合や、その他特別な事情が認められる場合は除かれます。また、再任についても、1の審議会等の委員として、10年を超える期間継続して任命しないこととし、再任を制限します。ただし、専門的な知識や経験等を有する者で、他に適当な者がいない場合や、その他特別な事情がある場合は除かれます。</p>
(P8)	(4)組織管理体制の構築	
	<p>【提言4-1】 審議会等を管理統制するための組織体制を強化すること。</p>	<p>企画財政課において、審議会等の設置、運営等の状況を把握し、各部署と連絡、協議しながら適正化を進めます。(ガイドライン等で記載)</p>
	<p>【提言4-2】 委員の選任方法等のガイドラインを策定し、統一的な選考に関する基準を設定するとともに、各機関の活動状況等の実態についても把握し、統一的基準に基づく運営がなされるよう環境を整備する。</p>	<p>審議会等の適切な設置、運営等を図るため、ガイドラインを策定し、審議会等の設置及び運営等に関する統一的な基準を示し、これまで各所管に委ねてきた選任方法部分を見直します。また、現行例規についても、ガイドラインに沿った形で改正を実施します。</p>
<p>▼まとめ (P8 12行目～14行目)</p>	<p>また、審議会等によっては若年層の積極的な市政への参加により、中長期的な将来を俯瞰する視点が加えられることも重要で、若年層にとってもより住み良い協働のまちづくりに貢献することになるものと考えられます。</p>	<p>若い世代の審議会等の委員としての参加を積極的に推進するよう努めます。(ガイドライン等に記載)</p>